2025年８月25日

各　　位

会社名　　株式会社　モダリス
代表者名　　代表取締役CEO　森田　晴彦
（コード：4883、東証グロース）
問合せ先　　執行役員 中島 陽介
（TEL. 03-6231-0456）

**第三者割当による第17回新株予約権（行使価額修正条項付）の**
**発行価額の払込完了に関するお知らせ**

当社は、2025年８月７日開催の取締役会において決議しました、EVO FUND（以下「EVO FUND」又は「割当先」といいます。）を割当先とする第17回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行に関して、この度、2025年８月25日に発行価額の総額（3,072,000円）の払込みが完了したことを確認いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本新株予約権の発行に関する詳細につきましては、2025年８月７日公表の「第三者割当による第17回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行及び第１回無担保社債（私募債）並びに新株予約権の買取契約の締結に関するお知らせ」をご参照下さい。

＜本新株予約権の概要＞

| | | |
|---|---|---|
| （1） | 割当日 | 2025年８月25日 |
| （2） | 発行新株予約権数 | 192,000個 |
| （3） | 発行価額 | 総額3,072,000円（新株予約権１個あたり16円） |
| （4） | 当該発行による潜在株式数 | 19,200,000株（新株予約権１個につき100株）<br>上限行使価額はありません。<br>下限行使価額は46円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は19,200,000株であります。 |
| （5） | 調達資金の額 | 1,733,522,000円（注） |
| （6） | 行使価額及び行使価額の修正条件 | 当初行使価額は、91円<br>本新株予約権の行使価額は、割当日の翌取引日（株式会社東京証券取引所（以下「取引所」といいます。）において売買立会が行われる日をいいます。以下同じです。）に初回の修正がなされ、以後１取引日が経過する毎に修正が行われます（以下、かかる修正が行われる日を、個別に又は総称して「修正日」といいます。）。本項に基づく修正が行われる場合、初回の修正では、行使価額は、2025年８月７日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の100%に相当する金額（但し、当該金額が下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とします。）に修正されます。２回目以降の修正では、行使価額は、修正日に、当該修正日の直前取引日（同日に終値がない場合には、その直前の終値のある取引日をいい、以下「価格算定日」といいます。）において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値（終値が存在しない場合、その直前取引日の終値）の100%に相当する金額（以下「修正後行使価額」といいます。）に修正されます。但し、かかる算出の結果、修正後行使価額が下限行使価額を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とします。 |

| | |
|---|---|
| | また、いずれかの価格算定日に本新株予約権の発行要項第11項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、修正後行使価額は当該事由を勘案して調整されます。<br>但し、当社普通株式に係る株主確定日等の直前取引日（当日を含みます。）から当該株主確定日等（当日を含みます。）までの、株式会社証券保管振替機構の手続上の理由により本新株予約権の行使ができない期間（以下「株主確定期間」といいます。但し、株式会社証券保管振替機構が当該期間を変更した場合は、変更後の期間とします。）及び当該株主確定期間の末日の翌取引日においては、行使価額の修正は行わないものとし、その場合、次に行使価額の修正が行われるのは当該株主確定期間の末日の２取引日後（当日を含みます。）の日とし、当該日以降、１取引日が経過する毎に、本新株予約権の発行要項第10項第(1)号に準じて行使価額は修正されます。 |
| （7） 募集又は割当て方法（割当先） | 第三者割当の方法により、全ての本新株予約権を EVO FUND に割り当てます。 |
| （8） 権利行使期間 | 2025年８月26日から2026年４月27日までです。 |
| （9） その他 | (1) 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要します。<br><br>(2) 当社は、EVO FUND との間で、本新株予約権の買取契約（以下「本買取契約」といいます。）を締結します。本買取契約において、上記(1)の譲渡制限に加え、以下の内容が定められております。また、当社は、金融商品取引法に基づく有価証券届出書による届出の効力発生後に、EVO FUNDとの間で、総数引受契約を締結いたしました。<br><br>※ ロックアップ<br>当社は、EVOLUTION JAPAN証券株式会社（東京都千代田区紀尾井町４番１号　代表取締役社長　ショーン・ローソン）（以下「EJS」といいます。）による事前の書面による承諾を得ることなく（但し、当社が当該承諾について協議を求めた場合には、EJS は当該協議に応じるものとします。）、本買取契約の締結日に始まり、第１回無担保社債（以下「本社債」といいます。）が残存している間において、当社普通株式又は当社普通株式に転換若しくは交換できる証券の勧誘、担保提供、発行、売付け、売却契約、購入オプションの付与、購入権の付与、引受権の付与、貸付けその他の移転又は処分を、直接又は間接に行わず、また当社普通株式の発行又は当社普通株式の所有についての経済的結果の全部又は一部を第三者に移転するスワップその他の取決めを行わず、さらに当社の指示により行為するいかなる者をしても上記の各行為を行わせないものとします。但し、上記の制限は、当社が割当先又はその関係会社を相手方として上記各行為を行う場合、当社普通株式の株式分割により当社が当社普通株式を発行又は交付する場合、当社が当社普通株式の無償割当を行う場合、会社法第194条第３項に基づく自己株式の売渡し、当社が譲渡制限付株式報酬制度に基づき当社の普通株式を発行若しくは交付する場合、当社のストックオプション制度に基づき当社の新株予約権若しくは当社普通株式を発行若しくは交付する場合、本新株予約権を発行する場合、本新株予約権の行使に基づき当社が当社普通株式を発行又は交付する場合及びその他適用法令により必要となる場合については適用されません。 |

| | |
|---|---|
| | ※先買権<br>当社は、本買取契約の締結日に始まり、本社債が残存している間において、株式、新株予約権又は新株予約権付社債等（以下「本追加新株式等」といいます。）を発行又は交付（以下「本追加新株式発行等」といいます。）しようとする場合には、EJS による事前の書面による承諾を得た場合を除き、次の各号を遵守しなければならないものとします。<br>① 当社はEJS に対し、追加新株式発行等を決議すべき取締役会の開催日の３週間前までに、その予定に係る主要な条件・内容（本追加新株式等の種類、価額、数量、払込期日、引受契約の条件、引受予定先の名称・所在地を含みますが、これに限られません。以下同じです。）を記載した書面（以下「本通知書」といいます。）を交付しなければなりません。<br>② 割当先は、EJS が本通知書を受領した後１週間以内に、本通知書に記載された条件・内容により、本追加新株式等を引受けることを希望する旨を記載した書面（以下「応諾通知」といいます。）を当社に交付することにより、本追加新株式等を本通知書に記載された条件・内容により引受けることができます。<br>③ 当社は、上記②に従い応諾通知を受領しなかった場合のみ、本通知書に記載された条件・内容に従い、本通知書に記載された引受予定先に対してのみ、本追加新株式発行等を決議することができます。<br>④ 当社は本追加新株式発行等を決議したときは直ちに適用法令に従い開示するものとします。<br>上記の定めは、次の場合には適用されないものとします。<br>① ストックオプション目的により、当社の役職員又はコンサルタント若しくはアドバイザーに対して、新株予約権を付与し、又は当社普通株式を発行若しくは交付（上記ストックオプション目的により付与された新株予約権の行使に基づくものを除きます。）する場合において、当社の取締役会によって適法に承認された資本政策に従っており、かつその発行規模が発行済株式総数の５％未満の場合（本買取契約の締結日における株式数を基準に判断されます。）<br>② 当社が適用法令に従い開示した書類に記載された既発行の株式（種類株式等で当社普通株式への転換請求権等を付与されているものを含みます。）、新株予約権又は新株予約権付社債等の行使又は転換の場合において、当該行使又は転換が当該書類に記載された条件から変更又は修正されずに、当該条件に従って行われるとき<br>③ 上記の他、当社と EJS が、別途先買権の対象外とする旨を書面により合意したとき<br>また、当社が本条項に違反した場合には、当社はEJS 又はEJS が指定する者に対して直ちに違約金を支払わなければなりません。 |

(注)調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額から、発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には、調達資金の額は変動します。加えて、上記調達資金の額の計算に際して用いられている本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権が全て当初行使価額で行使されたと仮定した場合の金額であり、実際の調達金額は本新株予約権の行使時における市場環境により変化する可能性があります。

以　上